

長野県上伊那広域水道用水企業団の布設工事監督者及び水道技術管理者の職務に関する規程

平成 26 年 10 月 31 日

企業団規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 12 条に規定する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)及び法第 19 条に規定する水道技術管理者(以下「技術管理者」という。)の職務の内容等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(布設工事監督者の指名)

第 2 条 布設工事監督者は、長野県上伊那広域水道用水企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成 24 年企業団条例第 1 号。以下「条例」という。)第 3 条に規定する資格を有する者であって、係長級以上の職にある者のうちから長野県上伊那広域水道用水企業団企業長(以下「企業長」という。)が指名する。

2 条例第 2 条に規定する水道の布設工事(以下「水道布設工事」という。)における布設工事監督者の監督に係る分担は、企業長が工事現場ごとに定めるものとする。

(布設工事監督者の職務)

第 3 条 水道布設工事を自ら施行する場合においては、布設工事監督者はその適正な施行を確保するために必要な技術上の監督業務を行うものとする。

2 請負契約による水道布設工事を施行する場合においては、布設工事監督者が当該工事の工事監督者となり、次に掲げる事項に関する職務を行うものとする。

(1) 請負契約の相手方に対する指示及び協議に関すること。

(2) 水道布設工事の施行に係る設計図書等の作成及び交付並びに請負契約の相手方が作成した設計図書等の承認に関すること。

(3) 設計図書に基づく工程の管理、水道布設工事の立会い、水道布設工事の施行状況の検査及び工事材料の試験、検査等に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、水道布設工事の施行上必要な技術に関すること。

(布設工事監督補助者)

第 4 条 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局長(以下「事務局長」という。)は、必要に応じて布設工事監督者の職務を補助する者(以下「布設工事監督補助者」という。)を職員のうちから指名することができる。

2 布設工事監督補助者は、条例第 3 条に規定する資格を要しないこととする。

3 布設工事監督補助者は、布設工事監督者の指示に従い、布設工事監督者の職務を補助するものとする。

(技術管理者の任命)

第5条 技術管理者は、条例第4条に規定する資格を有する者であつて、係長級以上の職にある者のうちから企業長が任命する。

(技術管理者の職務)

第6条 技術管理者は、次に掲げる職務に従事し、及びこれらの職務に従事する他の職員について必要な技術的指導及び監督を行う。

- (1) 水道施設が法第5条に規定する施設基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
- (2) 法第13条第1項に規定する水質検査及び施設検査に関すること。
- (3) 法第20条第1項に規定する水質検査に関すること。
- (4) 法第21条第1項に規定する健康診断に関すること。
- (5) 法第22条に規定する衛生上の措置に関すること。
- (6) 法第23条第1項に規定する給水の緊急停止に関すること。
- (7) 法第37条前段に規定する給水停止に関すること。
- (8) 水質汚染時における取水の停止及び制限に関すること。
- (9) 水道施設の新規建設、維持管理及び更新改良に係る計画の策定及び実施に関すること。
- (10) その他水道技術上の重要な事項に関すること。

2 技術管理者は、前項第1号から第5号まで又は第8号に掲げる検査その他の措置をとった場合において、それが重要又は異例な事項と認められるときは、企業長に報告するものとする。

3 技術管理者は、第1項第6号又は第7号に掲げる事項の措置をとる場合には、事前に企業長に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合で、事前に通知を行うことができないときは、事後直ちに企業長に報告しなければならない。

4 技術管理者は、第1項第9号に掲げる計画を策定及び実施する場合には、事前に事務局長と協議及び調整を行うものとする

(補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年10月31日から施行する。